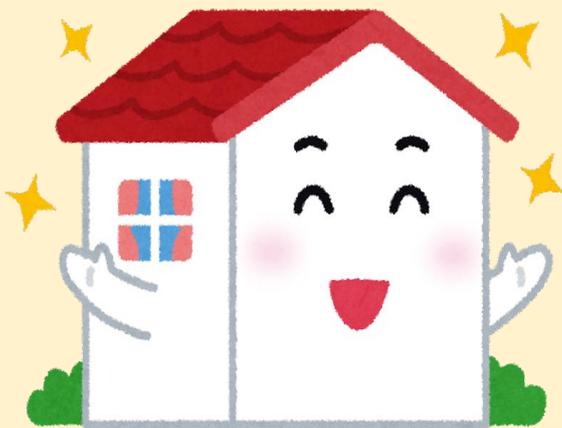


住まいの再建支援のご案内 (羽咋市被災者生活再建支援事業)

羽咋市では、被災者支援として、市内での住宅再建に加算支援金を支給していましたが、今回、県の交付金を活用し、**支援範囲と支給額を拡充**します。

- ✓ 自宅の「り災区分」が「**半壊**」以上の世帯が対象です。
- ✓ かかった工事費に応じて、建設・購入で最大200万円、補修で最大100万円を支援します。



支援対象を「**半壊**」まで拡大

支給額を拡充 (工事費×10%)

建設 購入	最大 100万円	➔	最大 200万円
補修	最大 50万円	➔	最大 100万円

旧制度

羽咋市被災者生活再建支援金
(加算支援金)

り災区分	再建方法	支給額
全壊・半壊解体	建設・購入	100万
	補修	50万
大規模半壊	建設・購入	100万
	補修	50万
中規模半壊	建設・購入	50万
	補修	25万
半壊	建設・購入	対象外
	補修	対象外

※単身世帯は支給額の3/4の額

新制度

羽咋市被災者生活再建支援事業

り災区分	再建方法	支給額 拡充!!
全壊・半壊解体	建設・購入	100万～200万
	補修	50万～100万
大規模半壊	建設・購入	100万～200万
	補修	50万～100万
中規模半壊	建設・購入	50万～200万
	補修	25万～100万
半壊 拡充!!	建設・購入	～200万
	補修	～100万

※単身世帯は最低支給額が3/4の額

詳しくは、中をご覧ください

手続き・
問合せ先

申請について、ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。
羽咋市・住まいの支援窓口 (市役所2階) ☎0767-22-7196

1. 事業の目的及び申請の要件、支給額

目的

令和6年能登半島地震（以下、「地震」という。）による被害から、被災者の早期の自宅再建を後押しするため、石川県の「能登創生住まい支援金」を活用し、被災者が行う住宅の再建（建設・購入、補修）に要する費用の一部を支援します。

支援の要件

1 対象となる世帯

- (1) 自宅※の「り災区分（り災証明書の被害区分）」が「半壊」以上で、羽咋市内で再建（建設・購入、補修）を行った世帯（申請時には、工事が完了している必要があります。）
※企業・団体等の社宅、寮、事業所等は対象外です。
店舗兼住宅は、住宅面積に応じて支給額が案分されます。

2 申請対象者（以下のいずれかに該当するもの）

- (1) 対象となる住宅の「世帯主」
※特別の事情がある場合、委任状で代理人申請可能

3 対象となる工事（以下のいずれかに該当するもの）

- (1) 住宅の「建設・購入」（住宅の建設工事、戸建て住宅（中古含む）の購入）
(2) 住宅の「補修」（母屋の補修工事、離れを母屋として居住するための補修工事等）
(3) 上記以外で、近隣の空き家を活用することで、被災者の住まい再建につながるもの（空き家を借りて、居住するための補修工事等）

支給額



1 補助金の額（次の(1)・(2)のうち高い額）

- (1) 工事請負契約書（請書）もしくは、請求書等に記載され、工事費として支払った領収書の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の10%の額（※）
〔※上限額として、住宅の「建設・購入」の場合 200万円〕
〔住宅の「補修」の場合 100万円〕
- (2) 別表（P4掲載）に定める最低支給額

2 支給要件等

- (1) 既に旧制度の「羽咋市被災者生活再建支援金」において、加算支援金の支給を受けている場合は、補助金の額から加算支援金の受領済額を差し引いた額を支給額とする。
(2) 補修の場合、上記以外の国・県の補助対象分は本制度の対象外とする。（P3参照）
(3) 交付にあたっては、算出された額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てするものとする。

P4掲載の『3. 支給額計算シート』で、支給額をご確認ください。
（※ご不明な場合は、お気軽に「住まいの支援窓口」までご相談ください。）

2. 手続き方法

申請回数

- ・本支援事業は、1世帯につき、1回のみ申請可能です。（※旧制度分を除く）

申請期限

- ・本支援事業の申請期限は、令和10年3月31日までです。
ただし、やむを得ない事情により期限までに工事が完了しない場合は、延長できる場合があります。詳しくは、住まいの支援窓口までお問い合わせください。（TEL 0767-22-7196）

遡及措置

- ・本制度では、**令和6年1月1日の発災時まで遡及して支援対象**となります。
既に、工事が完了して支払済の方や現在工事に着手している方も対象となります。



提出書類

- ・申請の際は、以下の書類に必要事項を記入のうえ、添付書類とあわせて提出してください。
※必要に応じて、下記以外に添付書類を追加で提出いただく場合があります。予めご了承ください。

No.	種類	備考
①	(様式1号)申請書	
②	(様式1号関連)委任状	※代理人が手続を行う場合
③	工事請負契約書(請書)の写し	※工事請負契約書(請書)がない場合は、工事の内容等がわかる見積書又は請求書等の写し
④	領収書の写し	※領収書がない場合は、支払証明書(市指定様式)
⑤	り災証明書の写し	※羽咋市発行のもの
⑥	住民票の写し	※対象となる住所に居住していることがわかるもの
⑦	振込を希望する通帳の写し	※申請者名義のもの
⑧	対象となる工事前後の写真	※工事前写真がない場合、被害状況報告書(市指定様式)
⑨	登記事項証明書	※建設又は購入の区分で申請する場合
⑩	解体・撤去完了通知書(※1) 又は解体証明書(※2)の写し	※1 自宅を公費解体している場合 ※2 自宅を自費解体している場合

その他

- ・他補助制度との切り分けについて
下記補助制度と併用する場合、対象工事費を切り分ける必要があるため注意が必要です。
①耐震住宅リフォーム支援制度
耐震住宅リフォームに関する分を除く、住宅補修に関する分が本制度の支援対象です。
②被災宅地等復旧支援事業
宅地に関する分を除く、住宅補修に関する分が本制度の支援対象です。

3. 支給額計算シート

対象 り災区分 半壊以上	再建区分	建設・購入、補修
	世帯人数	複数(2人以上)、単数(1人)
	工事費	円

工事費×10%の額

(上限額)
建設・購入の場合
200万円
・
補修の場合
100万円

①基準額 円

最低支給額			
り災区分	再建方法	世帯人数	
		複数	単数
全壊・半壊解体	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円
大規模半壊	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円
中規模半壊	建設・購入	50万円	37.5万円
	補修	25万円	18.75万円
半壊	建設・購入	0円	0円
	補修	0円	0円

②最低支給額 円

③補助金の額 (①・②の高い額) (百円未満切捨) 円

※本人負担がない場合、補助対象外です。

受領している

旧制度の羽咋市被災者生活再建支援金(加算支援金)を受領しているか・していないか

受領していない

旧制度	り災区分	再建方法	世帯人数	
			複数	単数
羽咋市被災者生活再建支援金の受領済額	全壊・半壊解体	建設・購入	100万円	75万円
		補修	50万円	37.5万円
	大規模半壊	建設・購入	100万円	75万円
		補修	50万円	37.5万円
	中規模半壊	建設・購入	50万円	37.5万円
		補修	25万円	18.75万円

④受領済額 円

支給額 (③の額) 円



支給額 (③-④) 円

こんな場合いくらもらえる？ 支援金額計算例

※下記は計算例です。個別のケースについてはお問い合わせください。

ケース1 旧制度の加算支援金を受領していない場合

条件1	り災区分	全壊
	世帯人数	2人(複数)
	再建方法	建設
	工事費	2,200万円
	最低支給額	100万円
	旧制度支援金	受領していない

計算

- (1)補助金の額(次の①②のうち高い額)
 ①工事費×10%の額 2,200万×10%→**上限200万円**
 ②最低支給額(全壊・複数・建設) 100万円
 (2)旧制度支援金 → 受領していない

200万円が支給されます

条件2	り災区分	半壊
	世帯人数	1人(単数)
	再建方法	補修
	工事費	400万円
	最低支給額	0円
	旧制度支援金	対象外

計算

- (1)補助金の額(次の①②のうち高い額)
 ①工事費×10%の額 400万×10%→**40万円**
 ②最低支給額(半壊・単数・補修) 0円
 (2)旧制度支援金 → 受領していない

40万円が支給されます

ケース2 既に旧制度の支援金を受領している場合

条件3	り災区分	半壊解体
	世帯人数	1人(単数)
	再建方法	建設
	工事費	1,900万円
	最低支給額	75万円
	旧制度支援金	受領済・75万円

計算

- (1)補助金の額(次の①②のうち高い額)
 ①工事費×10%の額 1,900万×10%→**190万円**
 ②最低支給額(半壊解体・単数・建設) 75万円
 (2)旧制度支援金 → 受領済75万円
 (1)補助金190万円から(2)受領済75万円を引いた額

115万円が支給されます

条件4	り災区分	中規模半壊
	世帯人数	2人(複数)
	再建方法	補修
	工事費	400万円
	最低支給額	25万円
	旧制度支援金	受領済・25万円

計算

- (1)補助金の額(次の①②のうち高い額)
 ①工事費×10%の額 400万×10%→**40万円**
 ②最低支給額(中規模半壊・複数・補修) 25万円
 (2)旧制度支援金 → 受領済25万円
 (1)補助金40万円から(2)受領済25万円を引いた額

15万円が支給されます

ケース3 工事費×10%の額が最低支給額や旧制度の受領済額を下回る場合

条件5	り災区分	大規模半壊
	世帯人数	2人(複数)
	再建方法	補修
	工事費	400万円
	最低支給額	50万円
	旧制度支援金	受領済・50万円

計算

- (1)補助金の額(次の①②のうち高い額)
 ①工事費×10%の額 400万×10%→40万円
 ②最低支給額(大規模半壊・複数・補修) **50万円**
 (2)旧制度支援金 → 受領済50万円
 (1)補助金50万円から(2)受領済50万円を引いた額

支給はありません

※既に受領済額で満額を受給しているため、申請の必要はありません。

条件6	り災区分	半壊解体
	世帯人数	2人(複数)
	再建方法	購入(中古住宅)
	工事費	500万円
	最低支給額	100万円
	旧制度支援金	受領していない

計算

- (1)補助金の額(次の①②のうち高い額)
 ①工事費×10%の額 500万×10%→50万円
 ②最低支給額(半壊解体・複数・購入) **100万円**
 (2)旧制度支援金 → 受領していない

100万円が支給されます

住まい再建支援（羽咋市被災者生活再建支援事業）についてのQ & A

■申請の要件について

Q 1 発災時には親夫婦と子夫婦が同居して1つの世帯だったが、親夫婦は元の家を補修し、子夫婦は市内の別の場所で家を建設した。それぞれで対象となるのか。

A 1 本制度では、申請の段階で生計を一にしていない場合は、それぞれで世帯として取り扱いますので、それぞれで対象となります。

Q 2 2つの世帯で1つの住宅を建設・購入又は補修する場合、それぞれで対象となるのか。

A 2 本制度では、申請の段階で生計を一にしていない場合は、それぞれで世帯として取り扱いますので、1つの住宅であっても、それぞれで対象となります。
ただし、このケースの場合は、住民票が別になっているとともに、工事の契約書や登記事項証明書にそれぞれの世帯の者が記載されていること等が条件になります。
※個別のケースについては、住まいの再建支援窓口までご相談ください。

Q 3 Q 1に関連して、国の被災者生活再建支援金の加算支援金もそれぞれで対象となるのか。

A 3 国の被災者生活再建支援金は、「発災時の世帯」が対象となります。
このケースの場合、発災時の世帯主のみが対象となります。

Q 4 「建設・購入」の申請を行う場合は、自宅は解体している必要があるか。

A 4 「建設・購入」の場合、原則、自宅を公費解体又は自費解体している必要があります。
ただし、自宅を被災した別の知人等に譲渡した場合はこの限りではありません。
その場合は、申請の際に譲渡したことがわかる書類の添付が必要です。

Q 5 自宅を公費解体した親世帯が、市内の別の住所に住む子世帯に「増築」して居住する場合、「建設」又は「補修」のどちらに該当するか。

A 5 増築部分が住宅(※)としての機能を有する場合は「建設」、それ以外の場合は「補修」に該当します。
※子世帯とは別に、キッチン、風呂、トイレを新たに設置することが条件です。

Q 6 中古の住宅を「購入」した後、「補修」を行うが、この場合それぞれで対象となるのか。

A 6 どちらかのみでの対象となりますので、支給額の高い方で申請してください。

Q 7 住民票は他市町だが、地震以前から羽咋市に居住しており、り災証明書も羽咋市で発行されている。この場合、対象となるのか。

A 7 このケースの場合、羽咋市からり災証明が発行されているため、対象となります。
ただし、本制度は、被災した自宅（り災証明書の物件所在地）と同じ市内で再建することが対象となる要件です。市外での再建は対象外となりますのでご注意ください。
また、申請の際は、対象となる住宅に住所を移していることがわかる住民票の提出が必要です。

Q 8 被災した家は公費解体して、市外に家を建設したが対象となるか。

A 8 本制度は、羽咋市内で再建した場合が対象となります。
羽咋市外での再建は対象外です。

■支給額について

Q9 住宅の再建に要する費用に含まれるものは何か。

A9 再建方法に応じて下記のとおりとなります。

①「建設」、「補修」の場合

・住宅の構造体や住宅設備に係るもの（基礎、壁、柱、屋根、床、扉、キッチン、風呂、トイレ、給排水設備、電気設備、設計等）の建設・補修費用に限ります。

※対象外の例

家電（エアコン等）や家具の購入・設置費用

外構工事（駐車場の舗装やカーポート、フェンス等）の建設・補修費用 など

②「購入」の場合

・住宅及びその住宅用地を一体として購入した費用に限ります。

建売住宅（建物＋土地）の購入 … 対象（住宅用地以外の土地購入費は対象外）

中古住宅（建物＋土地）の購入 … 対象（住宅用地以外の土地購入費は対象外）

土地のみ購入 … 対象外

Q10 解体費用は工事費に含まれるか。

A10 補修工事の際に必要なとされる内部設備等の解体は対象に含まれます。ただし、補修工事と関連のない箇所の解体は対象に含まれません。

Q11 登記にかかる費用などは工事費に含まれるか。

A11 登記費用や印紙税、各種申請手数料等の諸費用は含まれません。

Q12 応急修理制度分のみ家の修理をしたが、今回の制度の支援対象となるか。

A12 今回の制度では、“本人が負担した工事費”に応じて支援がされます。

応急修理制度は、本人の代わりに自治体が事業者が契約し、限度額の範囲まで工事費を自治体が負担します。そのため、限度額（半壊以上706,000円、準半壊343,000円）を超えて、本人が負担した分がある場合は、その分が対象となります。

Q13 旧制度の「羽咋市被災者生活再建支援金」の加算支援金を「補修」で以前に申請して受け取っているが、領収書があれば追加で支給してもらえるのか。

A13 負担した工事費と既に受け取っている金額によっては、受け取っている金額以上には支給されない場合があります。また、旧制度で申請・受給していても、別途、本制度での申請が必要です。まずは、住まいの支援窓口までご相談ください。

■手続き方法について

Q14 工事着手前の写真がないがどうすればいいか。

A14 原則として、写真の提出が必要ですが、今回の制度開始前に補修が完了している場合などやむを得ない場合は、被害状況報告書（市指定様式）を提出してください。

Q15 工事が完了していない(又は事業者を支払をしていない)が先にお金を受給できないか。

A15 完了後の申請が原則です。また、申請時には必ず領収書が必要です。

Q16 公費解体後の跡地に新築をしたいが、住宅メーカーからは発注が多く順番待ちで、完成までには時間がかかると言われており、期限内に完成しない場合はどうすればいいのか。

A16 やむを得ない事情により期限までに工事が完了しない場合は、期限を延長できる場合がありますので、工事完了に関係なくお早めに住まいの支援窓口までご相談ください。

Q17 世帯主が入院中のため、市外に住む子供に代わりに申請してもらうことはできますか。

A17 代理人申請が可能です。その場合、委任状（市指定様式）が必要となります。また、委任状に、代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写しを添付してください。

Q18 Q17に関連して、お金の受取先も代理人にしたい。

A18 振込先は、原則として申請者（世帯主）名義の金融機関口座となります。

Q19 リ災証明書を紛失しました。

A19 市役所1階の税務課で再発行できます。再発行の際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。詳しくは、税務課（☎0767-22-6901）までお問い合わせください。

Q20 解体・撤去完了通知証明書（又は解体証明書）を紛失しました。

A20 市役所2階の生活安全課で再発行できます。再発行の際は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。詳しくは、生活安全課（☎0767-22-7137）までお問い合わせください。

Q21 金融機関の通帳がありません。

A21 金融機関のキャッシュカードの写しでも構いません。また、通帳やカードのないオンライン口座しかお持ちでない場合は、お振込みに必要な情報のわかる画面のスクリーンショットを市指定のメールアドレスに送信いただく場合があります。詳しくは、住まいの支援窓口までご相談ください。

相談・
問合せ先

ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。
また、本制度以外にも、住まいの再建等に向けてお悩みの方や、相談したい方は、お気軽に、「住まいの支援窓口」までご相談ください。

- ・住宅の再建に関する相談
- ・各種支援制度に関する相談 など

羽咋市・住まいの支援窓口 ☎0767-22-7196

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地・市役所2階
(受付) 月～金(祝・年末年始除く)・午前9時～午後4時